

## 平成21年第2回(5月)伊豆市議会臨時会会議録目次

### 第1号(5月28日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
閉会宣告.....	13
署名議員.....	15

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、4番、森島吉文議員から用務のため欠席届が出ております。

ただいまから平成21年第2回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

#### 開議宣告

議長（飯田宣夫君） ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（飯田宣夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。13番、古見梅子議員、14番、塩谷尚司議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（飯田宣夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

#### 議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第3、議案第44号 平成21年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

議案第44号 平成21年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第1回）について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、平成20年度決算に当たり、国庫負担分が実績額まで交付されないことにより支払資金に不足が生じるため、平成21年度に実施される精算交付を財源とする21年度予算額の補正予算を編成し、平成20年度に資金充当するものです。

詳細につきましては市民環境部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 渡邊玉次君登壇〕

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、細部説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、大きく2点の要点がございます。

まず、1点目でございますが、平成20年度の歳入歳出それぞれの金額が決定したことに伴います補正ということでございます。それから、大きな2点目としましては、国庫負担金が5月31日、いわゆる会計年度ということになりますが、交付されないことに伴いまして支払資金のほうに不足が生じます。その額は118万5,000円ということございまして、この金額につきまして繰上充用をさせていただきたいということでございます。

なお、繰上充用につきましては、地方自治法の施行令166条の2で決められておりまして、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる、こういうふうになっております。

それでは、内容説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ882万5,000円を増額いたしまして、総額を983万5,000円とさせていただきたいというものでございます。

それでは、次の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の関係でございますが、支払基金の交付金でございます。これは審査支払手数料の過年度精算ということございまして、6,000円を増額補正とさせていただきたいというものでございます。それから、国庫支出金につきましては、医療費の国負担金の過年度精算でございまして、876万8,000円の追加補正ということでございます。実質的にはこの金額が予算上は計上されますが、実質20年度分で入ってこないということからこのような形をとらせていただくということになります。それから、県の支出金でございますが、5万1,000円の追加補正という内容でございます。

続きまして、歳出でございますが、諸支出金の関係でございます。まず、償還金でございますが、医療費の支払基金の償還金の精算ということになります。これが53万6,000円の返還が生じたということでございます。それから、平成20年度一般会計の繰入金の精算でございますが、710万4,000円の繰り出しとなるということでございます。

以上でございます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号 平成21年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第1回）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第4、議案第45号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第45号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回提案するのは、職員に支給する本年6月期の期末・勤勉手当について、国家公務員に準じて支給月数を0.2月分暫定的に引き下げるものです。また、特別職職員についても同様の措置を講ずるとともに、上下水道料金の統一など公共料金の実質的な値上げを市民の皆様にお願ひするに当たり、市長についてはさらに0.4月分引き下げて0.6月分、副市長、教育長についても0.2月分引き下げて0.4月分をそれぞれ減額するものでございます。

平たく申し上げますと、今回の6月のボーナスに限定し、職員は10%、副市長、教育長は20%、市長は30%のカットをするというものでございます。今回の措置は、公共料金等、水道料金、それから、ごみの収集の有料化等は、これは執行を当初の予定よりも先送りをいたしまして来年4月以降に先送りするとともに、公共料金を値上げをするに当たり伊豆市の特別職の姿勢を示すということでこのような措置をさせていただきました。

なお、今回は手続上、国家公務員の手続に準じて凍結する手続にさせていただきますけれども、次の12月の際にはもう少し制度的な仕組みのほうを整備をしてみたいと思っております。

内容詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第45号について補足説明をいたします。

まず、条文の構成をごらんいただきたいと思ひます。

9ページをごらんいただきたいと思ひます。

職員の給与に関する条例等の一部改正ということで、3つの条例についての改正をこの給与に関する条例等の一部改正ということで上程してございます。

第1条におきましては職員の給与に関する条例の改正部分でございます。2条は特別職の職員の給与に関する条例、それから、第3条におきまして教育委員会の教育長の給与に関する条例ということで、今、市長から話がありましたように、この6月に支給する期末・勤勉手当に関する特例措置という形でこの支給率を減額するというものでございます。

それぞれ率が違ひますが、その次の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思ひます。

今回は凍結措置という形をとる関係から、条文の本文そのものは改正いたしませんで、それぞれ附則において率をうたうという形になっております。第1条、第2条、第3条、それに関してそれぞれその附則でこの凍結分をうたうという措置になっております。

全般を通じて、改正理由と補足説明ということでさせていただきますが、やはりこの非常に厳しい社会情勢ということ踏まえまして、民間企業におけますこの夏季の一時金、いわゆるボーナスということが大幅に減少することが予想されるということ踏まえまして、人

事院におきまして本年4月に緊急の特別調査を実施いたしまして、その調査結果を踏まえまして、5月1日、国会・内閣に国家公務員の6月期の期末・勤勉手当の一部を凍結する勧告というものを行いました。これを受けまして、政府は5月8日の給与関係閣僚会議におきまして勧告どおり実施することを決定したというところでございます。このいわゆる人事院勧告に準拠しまして、伊豆市職員の期末・勤勉手当について支給月数の引き下げを行うものであります。

引き下げの月数でございますが、職員についてでございますが、期末手当を0.15月、勤勉手当を0.05月、合計で0.2月、これを下げるという形になります。通常6月期に支給します2.15月、これを1.95月に下げる。約1割弱下げる改正ということになります。それから、市長、副市長、教育長、これにつきましては期末手当という形で支給されておるものでございますが、今話のありました国に準拠する0.2月分に、市長にあっては0.4月分加算します。そして、副市長、教育長にあっては0.2月分の減の加算をしまして、市長については約3割弱、副市長、教育長は約2割弱の減とするものでございます。

今回の勧告は暫定措置でありますので、先ほど言いました条例本則の改正はいたしませんで、附則において21年6月期の特例措置として規定するというところでございます。最終的には、例年の人事院勧告、これが8月等に出てまいります。これを受けて12月議会におきまして支給月数の調整をするという形になります。

この減、いわゆる支給率の改正によります支給額等の金額でございますけれども、まず一般職につきましては、一般職439人でございます。総額で減額分でございますが2,977万円の減額ということになります。平均で1人当たり削減額としまして6万7,800円。内訳でございますが、行政職と技能労務職で変わってまいります。いわゆる行政職、これにつきましては1人当たりの削減額としまして7万500円、技能労務職で5万700円の減額という形になります。削減率は9.33%という形になります。特別職につきましては、市長、副市長、教育長ということでございます。トータルで削減額としまして110万円、削減率としまして、これはトータルでございますが22.7%ということで、職員、それから特別職の総額としまして、金額で削減額としまして3,087万円の支給額の減という形になります。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番、木村議員。

20番（木村建一君） まず最初に2つだけお尋ねします。

見ますと3つの条例がありますね。それを1本にして提案していると。いわゆるカットしましょうと、職員のね。人勧に基づいてカットするという市長のほうと、されるほう、いわゆる職員を一律に提案するという意味がちょっと私はわかりませんので、カットそのものは

そうなんです、でも、するほうとされるほうが一緒になって提案されるとなると判断に非常に私は苦労しちゃうものですが、なぜ3つの条例があるにもかかわらず1本としていったのか。

それから、2つ目は、今、市長も部長もお話ししましたが、凍結とか暫定措置と今回言っておりますけれども、なぜ暫定とか凍結措置というふうにとられたというふうに入勤のほうで言われているのかをお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） いずれもお答えは同じなんです、今回、手続上容易なやり方をしたということに尽きます。

それから、国のほうが凍結という暫定措置でございますので、今回あくまで手続上それに準じてやったということで、12月には夏に出されるであろう入勤をもとにもう少し整理がされると思いますので、12月以降についてはもう少し中期的な対応策になるかと予知をしています。したがって、これ1回きりで、また12月は上げるんだとか、凍結を解除して上げるんだということはありません。

議長（飯田宣夫君） 再質疑はありますか、よろしいですか。

木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

通常行われる人事院勧告というのと今回ちょっと違うのかなと、いろいろ勉強しましてね。というのは、普通はいわゆる人事院勧告に基づいて今度提案されておるものですから、当然それを受けるかどうかという市長の裁量にあると思うんですけれども、通常は前年の8月からその年の7月まで1年間民間に支払われた特別給与の実績を正確に把握した上で入勤出しているんですね。当然ご存じだと思うんです。詳細、今までやってきたことは。ただし、今回はそうじゃなくて、通常のルールがあるんだけど、今少しお話しなされたように突然4月に臨時調査をやって特別給を減額するという勧告を出してきたと。それに与党が、はいそうですねと言ってやっちゃったということなんですね。

今までは、例えば景気の影響で民間の夏季一時金が削減された場合は、12月のときのそのときの措置としてマイナス、一般的にプラスないんでしょうけれども、マイナスをしてきて、そこで調整してきたんです。今回はそういう措置やらないんですね、臨時的措置は。

それから、もう1つ、ちょっとこの辺は本当に入勤をどう見ているのかということでお尋ねしたいんですけれども、正確な民間企業の実態を本当に反映した結果としての入勤なのか、ちょっと私が調べたらそうじゃないんです。通常は50人以上の民間企業というか50人以上の事業所を約1万1,000調べる。なんだけれども、それも実地調査、いわゆる面接をしてその企業1万1,000社からいろんな話を聞くということなんです。今回は2,700ですよ、調べた、いろんな調べた、2,700調べた。それも面接じゃなくて、電話したりとかアンケート調査し

たり結果としてやっていた。最終的には2,700を調べたうちの340社、約1割ちょっとのところが夏季一時金を支給したいということのみなんです。それに基づいて人勧のを出してきたと。

だから、非常に正確ではありませんよということを人勧も言っているんだけど、それを今ばーっと流してきて、地方自治体、国家公務員が下げているんだから地方公務員も、いわゆる自治体の職員も下げなさいという措置をとっているんですね。

だから、今言われた、どういうふうに使われているか、今までのルールと違うんじゃないですか。それを受けて今回提案している。それから、もう1つは、本当に民間企業の実態を正確に反映した上でやられたのかどうか、そういう認識もお持ちの上での提案なのかどうかお尋ねします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、前半については、それは党を通じて国会のほうでご議論いただきたいと思っています。

2つ目の、では伊豆市内の民間企業の動向に応じて検討したのかということについては、今回については検討までしておりません。これはそもそも伊豆市の給与体系のあり方について昨年来考えているんですが、本俸そのものは国家公務員の俸給表に準じてやっておりますので、これは手を出せないんですが、少なくとも菊地が市長である間の暫定的な措置、それは市民の産業水準に応じてどのようなことができるかということにつきまして今考えている最中なんですけれども、伊豆市のGDPのとり方というのは非常に難しゅうございまして、落ちていることは間違いないんですが、伊豆市独自で中の給与体系の把握をいかにできるのか、そして、それを伊豆市の職員の給与体系にどのように反映させていくのかについては今検討している最中ございまして、今回の期末・勤勉手当についてはそれは反映させておりません。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、木村議員のおっしゃる人事院勧告制度そのものの話について若干補足させていただきますが、おっしゃるとおり、今回、いわゆる特別調査ということで非常に異例的に行われたものだということで、私の聞く限り、過去2回ほどこの特別調査という形でやったと伺っております。実際にこの特別調査の結果を踏まえて勧告したというのは今回が初めてだというような話も聞いております。

また、今おっしゃるとおり、ここで完全な調査は完了したわけございまして、あくまで暫定的に一時的なものだということでございまして、これが最終的にちゃんとしたものは通常どおりの調査結果を踏まえて勧告をするという形でございますが、8割方の調査の中で、やはり相当減額が見込まれるということもございまして、そこで、いわゆる大幅カットというよりも、ここである程度暫定的にカット、いわゆる削減をしておきなさいというような



趣旨を踏まえて今回行うということでございます。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

12番、森議員。

12番（森 良雄君） 12番、森です。

2つほどお聞きしたい。

まず1つ、最初に市長さんのお話では、ちょっとよくわからなかったんですが、公共料金の値上げについては来年度まで凍結するというふうに聞いたんですが、その辺もう一度確認したい。それが1つ。

もう1つ、私もサラリーマンを長年やっていて、支給直前になって、多少5万円だか6万円だか439人の職員がボーナスが減額されると。これはまた気の毒なお話だなと。特別職が政策の責任をとって減額するというのは、それはよろしいと思いますけれども。

昨今、元気もりもり商品券、非常にあれ使いやすくなりましたね。市中では大変評判がよろしい。多分あれは全額完売されて、皆さんお使いになるだろうと、私の聞いた話では、既に車を1台商品券全額使って買ったなんていう人もいらっしやると。私もきのう車検を商品券で全額支払いさせてもらった。

今、伊豆市で必要なのは、どうやって消費を盛り上げてやるかということが重要だと思うんです。細かい制度的な問題については木村議員から質問いただいておりますけれども、私はそういう伊豆市の消費を活性化させるためにも、439人という大きな人数を抱える職員に、ぜひこの減額しないかわりに全額伊豆市で使ってくれというような考えがあってもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、第1点目につきましては、これから上程申し上げます議案について見ていただければいいんですけれども、水道料金の統一、それから、ごみ収集の有料化については、本年度平成21年度には施行をお願いをしないということでございます。

2つ目につきましては、平素、行財政改革、なかんずく人件費については大変厳しいご指摘をいただいている中で、国が主導してやったものについて伊豆市だけそれをやらないという理由はないということでございます。

議長（飯田宣夫君） そのほか質疑ありませんか。

19番、三須議員。

19番（三須重治君） 19番、三須です。

過日、新聞に民間が6月ボーナス支給額が38万9,000円というような数字がたしか載ったと思いますが、今回のこの伊豆市の改正で行一の職員の平均がどのぐらいの数字になるか、

民間との比較の面で、もし数字が出たら教えてください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、行政職の職員の平均でございます。年齢で42.7歳という形になるかと思えます。1人当たりの支給額でございます。68万5,000円、端数は略させていただきます。という形になりまして、先ほど話をさせていただきました削減額として7万500円というのが行政職の職員の平均額ということでございます。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

そのほか質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

20番、木村議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 木村です。

議案第45号、いわゆる6月の期末手当、カットという提案に対して反対討論を行います。

当然、詳細の関係について、なぜこういう勧告を出されたかというのは、市長が言われたように国会で論議された結果ですから、ここは国会ではありませんので、その点の論議は当然避けるべきだろうというふうに私は思うんですが、ただ、なぜそういうようなことを冒頭私がお尋ねしたかという、この人事院勧告、今回の提案の、今、議案第45号で提案されているのは、その大もとというのはやっぱり人事院勧告にあるからであります。したがって、人事院勧告が本当に国家公務員及び、それから、それに準じて地方公務員もどうしても右へ倣えせざるを得ないような世の中で、重々承知しておりますけれども、もとがしっかりとやられているのかどうかということ私を私は検証した上で見ていく必要があるというふうに思っているんです。

質問でやられ、そして、部長のほうからお答えになったように、通常はこういう方法というのはやらないですね。過去、その年の7月までの1年間の民間給与の実態調査に基づいて

人事院勧告は決められてくると。人事院は、このいわゆるルールを破って4月に臨時調査をした。しかも通常では1万1,000企業を対面調査するのに、今回は2,700社を対象に郵送等々のいわゆるアンケート調査をただけ。サンプル数が少なく、しかもボーナスを決定した企業はその調査の中の1割にすぎない。調査が本当にずさんな形で臨時的な人事院勧告がやられました。人事院の谷総裁自身も、全体を反映したかというところではないというふうに国会の中で話しているわけです。

質問の中で少しお話ししましたが、結果として、例えば夏季の一時金が民間に比べて、いわゆる国家公務員及びそれに準じる地方公務員の額が本当に下げられたならば、12月の中で調整してきたという歴史があるわけですから、今回の本当に臨時的な勧告というのは、やっぱりルールを無視したものだというふうに思います。

ずさんな調査による勧告の影響を受ける労働者が600万人に上るといわれております。民間の一時金引き下げの口実に使われれば極めて重大だというふうに思います。谷総裁は、民間労働者を含めて多くの方に何らかの影響を与えるということで国会で認めているわけです。したがって、国家公務員及び地方公務員がボーナスカットになったから、じゃ、それに右へ倣えということで民間にまた下げていこうという動きは当然出てくるでしょう。

最後に、本当に問題なのは、深刻な景気悪化の中で家計を応援して内需主導経済に切りかえるときなのに、景気回復のためにと国のほうでも補正予算を出したと言いながら、内需を冷やす一時金カットをあえて前倒ししてまで行う道理は私はないというふうに思っております。一時金カットは与党が求めていたものということも事実としてあります。伊豆市においても、どういうふうにしたら本当に伊豆市の経済を活性化しようということであるような方策をとられているんですけども、いわゆる家計をいかに温めていくのかという立場から見たときに、本当に私は今回の提案というのはやっぱりちょっと方向性が違うのかなというふうに思います。

人事院勧告が出たからということで素直に従う姿勢もやる必要ないでしょう。当然伊豆市の中における大きな企業と言われておりますけれども、伊豆市は、その方々の懐を寂くするということは、やっぱり地域経済に与える影響というのは私は大きくなるというふうに考えて反対をいたします。

議長（飯田宣夫君） そのほか討論はありますか。

19番、三須議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

議案第45号について賛成の立場で討論いたします。

やはり民間との格差、私はどうしても、今、官のほうの方が相当勝っているというふうに認識もしておりますし、先ほど質問させていただきましたが、民間で38万9,000円、新聞社がどのようなサンプルのとり方をしているかわかりませんが、それにしても、その数字と削減し

た今回の職員、行一の皆さん方の先ほど説明がありました68万5,000円ですか、これを比較しても明らかに民間のは劣っていると、収入が少ないということで、やはりこういう格差の是正というのはあってしかるべきだと、協力していただく職員の皆さんには、予定した金額が入らないということで、やはりその辺の少し戸惑い感、そういったものがあるかもしれませんが、やはりここは我慢していただくというのが当然だと思いますので、賛成の立場で討論させていただきました。よろしくお願いします。

議長（飯田宣夫君） そのほか討論はございますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） それでは、以上で討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第45号 伊豆市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

#### 閉会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、本臨時会に付議された案件は終了いたしました。

これにて、平成21年第2回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時05分